



その2
通商産業部



新事業創出促進法の紹介 (地域プラットフォーム事業関連)

新事業創出促進法の概要
平成十一年一月に施行された新事業創出促進法は、個人や企業が自由闊達に創意工夫をこらし、事業活動を行えるよう、個人による創業、既存企業からの分社化など、多様な形態による新しい事業の創出を広く促進することを目的に出来ました。

(同年十一月に同法の改正があり、人材確保・資金調達の円滑化、ベンチャーキャピタリストの育成・活用を図ることにより、更なるベンチャーエンタープライズの育成、活用を行います。)

これらの事業のために必要となる資金、有能な人材、経営情報、情報処理技術といったものを適切に

直接企業の方に提供するための施策が重要なことはもちろんですが、企業への直接的な支援だけではなく、地域資源を活用するような企業を創設・育成する事業環境(総合支援体制)を整えることも併せて行う必要があるとの考え方から、地域プラットフォームという概念が提案されています。

基本構想

沖縄県においては、本法の施行に伴い、「地域プラットフォーム」の「コンセプト」の基礎となる「基本構想」を平成十一年三月に策定し、その中で「プラットフォームの中心となる「中核的支援機関」(財)沖縄県産業振興公社を位置づけ、同年四月一日付けで通商産業大臣の同意を受けています。(沖縄県を含めた全国の十市県が第一陣の同意を受けています。)

同構想では、沖縄経済が成長するための「エジソン」としては「人材」「創業」「ネットワークの経済」の三要素を重要視しており、戦略的産業として特別自由貿易地域の展開、情報通信産業振興への取り組み、観光振興への取り組み、人材育成システムの確立などを打ち出しています。

施設整備の面では、創業支援の拠点として「産業振興・創業支援センター」を整備することとしており、大部分の支援機関の同施設への入居が予定されていることから、ワントップサービスの実現に期待がかかるところであり、「二十一世紀の経済自立」に向けた沖縄型産業の振興を図ります。

新事業創出支援体制の整備(地域プラットフォーム)

研究開発から事業展開に至るまでの過程で、個人・企業が邁進する資金調達面・技術開発面・人材育成等の課題に対して、産学官連携や異業種交流等を始めとする適切なサポートを行うための総合的支援体制を整備し、個人・企業に対する良好な相談役の役割を果たす中核的支援機関の整備を推進していくこととしており、沖縄県においては、県が主体となって既存の新事業支援機関(財)沖縄県産業活性化センター等が相互に連携し、研究開発から事業化までの貫した総合的な支援(ワンストップサービス)を行うための体制(新事業創出支援体制)を整備します。(プラットフォームイメージ図参照)

具体的な支援策としては、技術開発、資金供給、経営指導、販路開拓、人材育成など八機能を挙げておらず、起業者の視点に立った各種支援策を展開していきます。

中核的支援機関の認定
新事業創出支援体制の中心となる新事業支援機関(中核的支援機関)を都道府県等が認定します。認定された中核的支援機関についてそ

Platform



の機能を強化する観点から既存の支援機関同士の統合・連携強化も必要に応じて進めていきます。

情報関連人材育成事業に対する支援新事業支援機関が情報関連人材育成事業を行う場合、情報処理振興事業協会が、事業に必要な教材を開発・提供するなどして指導・助言を行います。

さらに、情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対し、政府が必要な助成及び援助を行うこととなります。

参考.1

環境整備 主な支援策

地域産業資源を活用した事業
（インキ・ペーパー・活動支援
的支援 インターンシップ活動支援）
中小企業「アーティスト活動
支援事業」
(中小企業と外部資源を引き
合わせる「アーティスト事業」)
特許流通アドバイザー派遣事業
(特許庁の提供側と導入側の
マッチングを実施)

地域「アートフォーム活動支援
（インキ・ペーパー・入居者への総合
的支援 インターンシップ活動支援）

情報関連人材育成事業
(教材開発・提供等を通じて情
報関連人材育成を支援)

参考.2

「主な支援策」

インキ・ペーパーの整備
(新事業支援施設の整備を地域
振興整備公団が支援)
賃貸型工場等の整備
(低廉で賃料が活用できる工場
等を同公団が整備)
高度技術産業用設備の
特別償却
(集積地域内の事業展開を特
別償却により支援)
高規格幹線道路へのアクセス道
路や地域内への道路ネットワー
クを重点的に整備
(建設省)

地域「アートフォームの事業の中には

様々な調査、商品開発等の事業が用
意されており、沖縄県では、本年度、
地域資源発掘事業

商品化・事業化可能性調査
産業支援人材導入事業

ワントップサーチ推進事業など
の事業を実施することとしており、
基幹産業である砂糖きび(黒糖)の
高付加価値商品開発のワーフェリ
ティスタンディ、廃タイヤ再利用可能
性調査等、多様な地域資源を活用し
た調査の他、ワントップサーチの
ためのアーティストの構築やアートフ
ォームを実行する上で欠かせない、企
業化を支援する人材の育成も併せ
て行い、「地域アートフォーム」を真
に産業振興の基盤とするため、その
確立を目指します。

地域アートフォームの現状
現在、沖縄県では基本構想を基
に地域アートフォーム事業を展開
しておりますが、中城湾港新港地区内
に指定されている特別自由貿易地
域内に、賃貸工場(六棟)を建設中
であり、十一年度内での竣工を予定
しております。(現在、入居企業の審査
を実施中)

参考.3

た医療分野での新しい技術は、製造
できる技術を持つ企業が世界でも
少なく、同地域内に建設する生産
工場は世界最大規模の貢献能力
を保有する」とから、世界のトップメ
ンバーをしての基盤を築きたいと
しています。

県内では初の半導体メーカーの進
出としており、県関係者の期
待が大きくなることでもあります
が、特別自由貿易地域を始め
として、沖縄県内へ進出する企業に
ついては、地域アートフォーム事業を
始め、諸々の施策による支援措置が
講ぜられる」となり」とから、こ
れら施策の充分な利活用が望まれ
るといいです。

地域アートフォームの事業の中には
様々な調査、商品開発等の事業が用
意されており、沖縄県では、本年度、
地域資源発掘事業

商品化・事業化可能性調査
産業支援人材導入事業

ワントップサーチ推進事業など
の事業を実施することとしており、
基幹産業である砂糖きび(黒糖)の
高付加価値商品開発のワーフェリ
ティスタンディ、廃タイヤ再利用可能
性調査等、多様な地域資源を活用し
た調査の他、ワントップサーチの
ためのアーティストの構築やアートフ
ォームを実行する上で欠かせない、企
業化を支援する人材の育成も併せ
て行い、「地域アートフォーム」を真
に産業振興の基盤とするため、その
確立を目指します。

「創業に対する直接支援」
創業とは
この法律においては、「創業等」を
3つの形態に分けています。
個人が個人のまま事業を開始
する。
個人が会社を作つて事業を開
始する。
既存の会社が新たに会社を
作つて事業を開始する。(分社化、
共同会社の設立)
創業等に対する直接支援
創業助成金
創業等を目指す方には、アイデア
があつても、事業に必要な資金が
不足しているという例が多くあり、
中小企業総合事業団では、創業
品等の開発、起業化又は需要の開
拓に関する助成金の交付を行
います。

新事業創出関連保証
事業実績や物的担保のないよう
な方が創業等を行う場合、融資
を受けることが困難なため、起業
化の制約になることも多く、この
ため信用保証協会の信用保証制
度に創業者を対象とする「事業
実績」「物的担保」「第三者保証」
がない場合でも利用可能な補償
制度を創設しました。その他にも、
「分社化等を支援する産業活力
再生特別措置法の特例」「新株の
引受け権の付」「ストックオプション
制度」の特例、産業基盤整備基金
による債務保証、出資等」といった
支援を行っています。